

新型コロナウイルス感染症の影響による契約の不履行

弁護士 岩城 方 臣



弁護士
岩城 方臣
(いわきまさおみ)

〈出身大学〉
一橋大学法学部
大阪市立大学法科大学院

〈経歴〉
2012年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新65期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所
2016年4月
貝塚市行政不服審理員就任
2018年1月
佐野簡易裁判所司法委員就任

〈取扱業務〉
民事法務、一般企業法務
労働法務、事業承継
独禁法・下請法関係

第1 はじめに

本稿では、新型コロナウイルス感染症の流行による影響を受けて契約の定め通りに債務を履行できなかった場合の、債務者の損害賠償責任と反対債務の履行(代金の支払等)の要否についてご説明します。

第2 債務者の損害賠償責任

1 契約書等に不可抗力条項が定められている場合

(1) 不可抗力条項

債務者は、契約で定められた債務の履行を遅滞した場合、あるいは債務を履行することができなくなった場合、債務不履行責任に基づき債権者に対し損害賠償義務を負うおそれがあります。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて債務不履行が生じた場合、債務者としては、まず、不可抗力による債務不履行責任を免除・軽減する条項(不可抗力条項)が取引基本契約書や個別契約書に定められていないかを確認すべきです。

不可抗力条項の一例を以下に挙げましたが、契約書により多種多様な定め方がされています。また、国土交通省が定める各種標準運送約款(運送契約)や各種建設工事標準請負契約約款(建設請負契約)のように、不可抗力条項を定めた約款が契約の内容となっていることもあります。

【不可抗力条項の具体例】

天変地災、戦争・暴動・内乱、同盟罷業(ストライキ)、法令の制定・改廃その他の不可抗力による本契約の全部または一部の履行遅滞または履行不能については、売主は責任を負わない。

不可抗力条項の中に疫病、伝染病、感染症の流行等が具体的な不可抗力事由として挙げられている場合、新型コロナウイルス感染症の流行もこれらの不可抗力事由に該当すると考えることができますが、新型コロナウイルス感染症の流行より前に締結された契約において、このような不可抗力事由が具体的に定められているケースは少ないかと思われます。

しかし、感染症の流行等が不可抗力事由として明示されていない場合でも、上記条項例の「その他の不可抗力による」といった記載のように不可抗力が包括的に責任減免事由として定められていれば、新型コロナウイルス感染症の流行が不可抗力に該当し、免責の対象とならないかを検討することとなります。

(2) 不可抗力の意義

不可抗力に必ずしも一義的な定義はありませんが、一般的には、「外部から生じ、かつ、防止のために相当の注意をしても防止することができない事由」と考えられており、天災のような自然的現象に限定されず、戦争や暴動のような人為的な事象も対象となり得ます。

過去の裁判例では、建築工事にあたり東日本大震災の影響も含めた複合的な原因によりマンションの引渡しが約定日より遅れ、注文者が請負人に対し損害金の支払いを求めた事案において、裁判所が「天災などの自然的条件のほか、予期できない品不足などの経済現象の異常な変化があり代替策を採ることができなかった場合」も不可抗力にあたることとして、東日本大震災の影響で生コンクリートの出荷が停止されたことが不可抗力に該当すると判断したものが有ります(東京地判平成28年4月7日・判例秘書L07131032)。この裁判例は、契約の不可抗力条項の内容を直接判断したものではありませんが、事案によっては新型コロナウイルス感染流行の影響による部品・資材調達の遅れといった事象も不可抗力に該当すると考えることが可能かと思われます。

もっとも、不可抗力条項により損害賠償責任の減免が認められるためには、新型コロナウイルスの感染拡大が不可抗力に該当するだけでなく、不可抗力と債務不履行との因果関係まで求められる点に注意が必要で、不可抗力とは別の原因が債務の履行に影響を与えたと考えられる場合、免責が認められない可能性があります。

(3) 不可抗力条項の効果

不可抗力条項の効果も、契約書や約款により様々で、損害賠償義務の免除や履行期間の延長のほか、一定期間内に債務不履行が解消されない場合に契約の解除権が発生する条項が定められることもあります。また、債務者が損害賠償責任の減免を受けるための条件として、債権者への事前通知義務や、債権者の損害を回避する措置をとる義務が定められているケースもありますので、不可抗力条項の適用を検討するにあたっては効果の内容や効果発生のための条件をよく確認しておく必要があります。

2 契約書等に不可抗力条項が定められていない場合

(1) 債務不履行責任と帰責事由

債務不履行について債務者の責めに帰す

べき事由(帰責事由)がなければ債務者は損害賠償義務を負わないと民法で定められており、債務者としては、契約書等に不可抗力条項が定められていない場合は、自身の帰責事由を否定して損害賠償責任を免れることができないかを検討することとなります。

帰責事由とは、伝統的な通説では「故意・過失または信義則上これと同視すべき事由」と解されていますが、上記1で検討した不可抗力との異同は必ずしも明らかではなく、判例理論では両者をほぼ同視しているとの指摘もなされています。このように、帰責事由の有無について一義的な基準を定めることは困難ですが、過去の裁判例等からすると、契約の内容や契約締結に至る経緯、取引上の社会通念等を踏まえながら、債務の履行の障害となる事象を契約締結時点において想定できたか、債務者の側で代替手段の検討など債務不履行を回避するための努力が尽くされたかなどの事情を総合的に考慮して判断されるものと考えられます。

例えば、従業員に感染者が生じたため事業所を閉鎖したことにより債務の履行が遅れた場合は、リモートワークによる債務の履行の可否や、代替的な調達手段の可能性・容易性、当該事業所において従業員の感染拡大防止措置が適切にとられていたかなどの事情が帰責事由の判断要素となることが考えられます。また、新型コロナウイルスの感染拡大が進みサプライチェーンへの影響等が相当程度見込まれる状況下で契約が締結された場合には、債務者の帰責事由を否定することは一般的には困難であるように思われます。

(2) 不可抗力条項を定めた場合との比較

以上のように、不可抗力条項を定めていなくても債務者は債務不履行責任を免れる場合がありますが、帰責事由がないことについては債務者が立証責任を負うため、債務者の立場としては、今後契約を締結するにあたり、感染症の流行等の事由を具体的に明示して不可抗力条項を定める効果は大きいものと考えられます(但し、前述のとおり不可抗力事由と債務不履行との因果関係は必要となります)。

(3) 金銭債務の遅滞について

なお、銀行への借入金の返済やテナントの賃料のような金銭債務の履行遅滞については、民法の特則(同法419条3項)により不可抗力があっても免責されないため、新型コロナウイルスの影響により資金繰りが苦しくなったことが不可抗力にあたるか否かにかかわらず、債務者は遅延損害金の支払義務を免れないこととなります。

第3 履行不能時の反対債務の履行

1 問題の所在

例えば、新型コロナウイルスの感染拡大を受けてイベントの開催が中止された場合に、イベント開催者は施設使用料を支払う法的義務を負うのでしょうか。まず、施設使用に関する契約等に、施設利用中止時の利用料やキャンセル料の支払いに関する規定が定められている場合は、当該規定に従って判断することとなります。

次に、このような条項が定められていなければ、契約上の

債務が当事者双方の帰責事由なく履行不能に陥った場合の反対債務の取扱い(危険負担)や、契約の解除に関する民法のルールに沿って対応することとなりますが、本年4月1日に改正民法が施行され、危険負担や契約の解除についても条文が一部改正されていますので、改正前民法と改正後民法に分けて検討します。なお、本年4月1日より前に締結された契約については原則として改正前民法が適用されますが、例外的な経過規定もいくつか定められています。

2 改正前民法が適用される契約の場合

上記事例の危険負担は改正前民法536条1項により規律され、債権者・債務者双方に帰責事由なく契約上の一方の債務(施設を利用させる債務)が履行不能(債務の履行を合理的に期待できない状態)となったときは、反対債務(施設利用料の支払債務)も当然に消滅します。また、既に施設利用料が支払済みであれば、イベント開催者は、不当利得として施設利用料の返還を求めることができます。

ただし、履行不能か否かは取引上の社会通念に従って個別具体的に判断され、上記事例でも、施設利用中止要請の程度の強さ(新型インフルエンザ等特別措置法などの法令に基づく要請か、法令によらない政府や都道府県からの自粛要請か、施設提供者が自主的に判断したものかなど)や、イベント開催時の感染リスクの程度(屋内施設か屋外施設か、参加予定者の人数など)等の事情を総合的に考慮して判断せざるを得ず、新型コロナウイルスの感染拡大という理由だけで一律に反対債務が消滅するとは判断できないことに注意が必要です(改正後民法が適用される場合も同様です)。

3 改正後民法が適用される契約の場合

改正後民法では、債権者・債務者双方に帰責事由なく契約上の一方の債務が履行不能となった場合、反対債務が当然に消滅するのではなく、債権者は反対給付の履行を拒絶することができる定められています(同法536条1項)が、上記事例においては、施設利用料の支払いを拒絶しても法的責任を問われまいという点では、改正前民法が適用される場合と違いはありません。一方、改正前民法では履行不能に陥っても債務者に帰責事由がない場合は契約を解除することができませんでしたが、改正後民法では一定の要件の下で契約の解除が可能となりましたので(同法541条、542条)、施設を利用させなかったことに施設提供者の帰責事由がなくとも、イベント開催者側から契約を解除して契約を終了させたり、既払いの施設利用料の返還を求めるといった対応をとることも可能です。

もともと、実務上は、危険負担や解除について契約書で民法とは異なる内容の条項が定められていることも多く、また、上記1のとおり、本年4月1日より前に締結された契約に改正前民法が適用されるかは一概に判断できませんので、個別的な対応については弁護士にご相談頂ければと思います。